



福岡医発第1519号(地)

平成24年 9月13日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

医師法第20条ただし書の適切な運用について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局医事課長より、日本医師会並びに福岡県保健医療介護部を通じて別紙のとおり周知方依頼がありました。

本件は、医師法第20条ただし書の解釈につき、医師の診察を受けてから24時間を超えて死亡した場合に、「当該医師が死亡診断書を書くことはできない」又は「警察に届け出なければならない」という誤った解釈がなされ、近年、在宅等において医療を受ける患者が増えている状況において、在宅等での看取りが適切に行われていないケースが生じているとの指摘を踏まえ、

- ①医師法第20条ただし書は、診療中の患者が診察後24時間以内に当該診療に関連した傷病で死亡した場合には、改めて診察することなく死亡診断書を交付し得ることを認めるものであるが、医師が患者死亡の際に立ち会っておらず、生前の診察後24時間を経過した場合であっても、死亡後改めて診察を行い、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判断できる場合には、死亡診断書を交付することができる、
- ②診療中の患者が死亡した後、改めて診察し、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できない場合には、指定の検案を行うことになり、その際、死体に異状があると認められる場合には、警察署へ届け出なければならない、等の点につき、改めて周知を図るものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

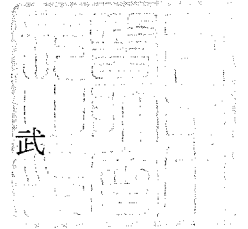
日医発第 567 号（法安 64）

平成 24 年 9 月 7 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会

会 長 横 倉 義 武



医師法第 20 条ただし書の適切な運用について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局医事課長より各都道府県医務主管部（局）宛に、標記の通知がなされるとともに、本職に対してもその周知方依頼がありました。

本件は、医師法第 20 条ただし書の解釈につき、医師の診察を受けてから 24 時間を超えて死亡した場合に、「当該医師が死亡診断書を書くことはできない」又は「警察に届け出なければならない」という誤った解釈がなされ、近年、在宅等において医療を受ける患者が増えている状況において、在宅等での看取りが適切に行われていないケースが生じているとの指摘を踏まえ、

- ①医師法第 20 条ただし書は、診療中の患者が診察後 24 時間以内に当該診療に関連した傷病で死亡した場合には、改めて診察することなく死亡診断書を交付し得ることを認めるものであるが、医師が患者死亡の際に立ち会っておらず、生前の診察後 24 時間を経過した場合であっても、死亡後改めて診察を行い、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判断できる場合には、死亡診断書を交付することができる、
- ②診療中の患者が死亡した後、改めて診察し、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できない場合には、死体の検案を行うことになり、その際、死体に異状があると認められる場合には、警察署へ届け出なければならない、等の点につき、改めて周知を図るものであります。

貴職におかれましても御了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び会員各位への周知につき御高配賜りますようお願い申し上げます。

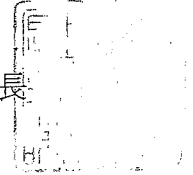


医政医発0831第2号

平成24年8月31日

社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医政局医事課長



医師法第20条ただし書の適切な運用について（通知）

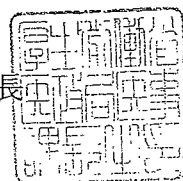
別紙のとおり、各都道府県医務主管部（局）長あて通知を発出いたしましたので、貴職におかれても御了知いただくとともに、会員各位等への周知に御配慮いただきますようお願い申し上げます。



医政医発0831第1号
平成24年8月31日

各都道府県医務主管部（局）長殿

厚生労働省医政局医事課長



医師法第20条ただし書の適切な運用について（通知）

医師法（昭和23年法律第201号）第20条ただし書の解釈については、「医師法第20条但書に関する件」（昭和24年4月14日付け医発第385号各都道府県知事宛厚生省医務局長通知）でお示ししていますが、近年、在宅等において医療を受ける患者が増えている一方で、医師の診察を受けてから24時間を超えて死亡した場合に、「当該医師が死亡診断書を書くことはできない」又は「警察に届け出なければならない」という、医師法第20条ただし書の誤った解釈により、在宅等での看取りが適切に行われていないケースが生じているとの指摘があります。

こうした状況を踏まえ、医師法第20条ただし書の解釈等について、改めて下記のとおり周知することとしましたので、その趣旨及び内容について十分御知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願い申し上げます。

記

- 1 医師法第 20 条ただし書は、診療中の患者が診察後 24 時間以内に当該診療に関連した傷病で死亡した場合には、改めて診察をすることなく死亡診断書を交付し得ることを認めるものである。このため、医師が死亡の際に立ち会っておらず、生前の診察後 24 時間を経過した場合であっても、死亡後改めて診察を行い、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できる場合には、死亡診断書を交付することができること。
- 2 診療中の患者が死亡した後、改めて診察し、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できない場合には、死体の検案を行うこととなる。この場合において、死体に異状があると認められる場合には、警察署へ届け出なければならないこと。
- 3 なお、死亡診断書（死体検案書）の記入方法等については、「死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル」（厚生労働省大臣官房統計情報部・医政局発行）（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/>）を参考にされたい。

（参考）

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）（抄）

第 20 条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後 24 時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

第 21 条 医師は、死体又は妊娠 4 月異状の死産児を検案して異状があると認めたときは、24 時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。

(参考)

第180回国会 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会 第7号

平成二十四年七月二十五日（水曜日）（議事録抜粋）

○梅村聡君 私は両方進めていくべきだと思いますね。施設、医療、介護、それから病院ですね、それから在宅の問題、これを今回は高齢者が増えてくるという中で充実させていかないといけないと、そういう御答弁をいただきましたが、少し、一つ問題提起をさせていただきたいと思います。

これから二〇二五年に向けて、お亡くなりになる方が非常に増えてまいります。当然、在宅でみとられる方、こういう方々も数としては増えてくる、そういう社会になってくるわけであります。そこで今、非常に問題になっているのが、医療従事者を中心として法解釈の誤解ということが広がってきています。

フリップをお願いします。こちら、医師法二十条という法律なんですけれども、この法律は、「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。」と、こういう法律であります。厚労副大臣、この法律の意味を御説明いただきたいと思います。

○副大臣（辻泰弘君） 梅村委員御指摘いただきました医師法第二十条は、社会的に重要な証明書類となります死亡診断書が不正確なものとならないように、医師自らが診察しなければ死亡診断書を発行することができないことを規定しているものでございます。また、同条のただし書は、医師が診療中の患者について二十四時間以内に診察を行い診療中の疾患に関連して死亡したと判断できる場合には、改めて診察することなく死亡診断書を発行してよいことを認めるものでございます。

○梅村聡君 要するに、証明書を発行するときには必ず目の前で診察をしろという話ですね、前半は。後半は、ただし、お亡くなりになるときというのは必ずしも目の前で、オンタイムで亡くなられるとは限りませんから、その場合は、今まで診察をしていた疾患で亡くなられた場合には、その場で診察ができなかったとしても死亡診断書を出してもいいと、こういう内容の法律なわけですね。

ところが、誤解というのは、今何が起こってきているかということ、二十四時間以内に診察をしていなければ死亡診断書を書けないんだと、こういう誤解があるんですね。あるいは二十四時間以内に診察をしていなければ警察に届けなければいけないんだと、まあ異状死の場合は警察ですけれども、そういう誤解が広がっているんですが、確認をしますが、この解釈は誤りですよ。

○副大臣（辻泰弘君） 委員御指摘のとおり、一言で言えば誤解でございます。

診療中の患者が診療に係る疾病で死亡した場合には、医師が死亡の際に立ち会っておらず診察後二十四時間以上経過していた場合であっても、改めて診察を行うことにより死亡診断書を発行することができるものでございます。また、死体を改めて診察した際に異状があると認められる場合でなければ、警察署への届出の義務も生じないということでございます。

したがいまして、御指摘の解釈は誤りでございます。

○梅村聡君 実は、この後の二十一条に、異状死は届けなければいけない、二十四時間以内という項目があるんです。ですから、それと勘違いをしておられる方が多いんですね。

これ、勘違いが起こっていると何が起こるかという、在宅ではみとりができないという話になるんです。警察がやってくるんです。みとりと警察はそもそも関係がなくて、異状死というのは、例えば頭を鈍器で殴られている跡があったりとか犯罪が疑われているもの、あるいは死因が不明の変死体である、こういったものが届出なわけですから、在宅みとりをこれから広げていくときにこういう誤解があると、亡くなるたびに家の前にパトカーがやってくると。そうすると、本当に家でみとるのができるのかという誤解にもなりかねないのです。

ですから、この誤解を解くために、もう一度この正しい解釈を厚労省の方から全国の医療機関にきっちり通知をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○副大臣（辻泰弘君） 今日まで、医師法第二十条の解釈につきましては、解釈通知を発出するほか、厚生労働省が毎年発行しております死亡診断書記入マニュアルに必要な事項を記載の上公表しているところでございます。しかしながら、この解釈通知も昭和二十四年に発出というようなことでもございます。御指摘も踏まえまして、医療現場で医師法第二十条の趣旨が正しく理解されるように改めて通知を出すなど、更なる周知を図りたいと考えております。

○梅村聡君 昭和二十四年って、今は平成二十四年ですから、是非早く急いで出していただきたいと思います。